

横浜市私立幼稚園等補助事業事務取扱説明書

令和6年6月

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

I 事業概要

私立幼稚園等補助

私立幼稚園等の教育条件の向上を図るため、教材・教具・備品の購入等に要する経費の一部を補助します。

1. 通常の補助

【補助金額】

- ・園児数に応じ、約28万円（市内園児数約30人）～
約65万円（市内園児数約440人）（昨年実績・1園あたり年額）
- ・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。

【補助対象】

幅広く幼児教育に必要な用途に使用できます。

～例示～

- ・園舎・教室・職員室・体育館の改修、校(園)庭の手入れ、教材・教具の購入、教員の机・ロッカー・備品の購入など
 - ・家庭や地域の教育機能の向上を図るため、家庭・地域と一体となつて行う教育事業に要する経費（弁当代等飲食費除く）など
- ※発注、納品、請求、支払が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに完結するものが補助対象です。

【補助対象外】

- ・正規職員の人件費、消耗品費、飲食費

2. 横浜型預かり保育新規実施園防災備蓄補助

【補助金額】

- ・上限 10万円 ※横浜型預かり保育新規実施園のみ対象

【補助対象】

- ・幼稚園の防災・備蓄に要する経費

Ⅱ 年間予定表

時 期	内 容	説 明	送 付 先															
6 月	申請書類の案内	<p>「私立幼稚園等補助」申請に関する事項をご案内します。 各種様式は横浜市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html</p> <p>横浜市役所トップページ> 事業者向け情報> 分野別メニュー> 子育て> 幼稚園等の補助金</p>	市→設置者															
7月19日 (金)	申請締切	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">申 請 書</td> <td>第 1 号様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</td> <td>事業計画書</td> <td>第 2 号様式</td> </tr> <tr> <td>資金収支決算書</td> <td>第 3 号様式</td> </tr> <tr> <td>幼稚園等設置状況調</td> <td>第 4 号様式</td> </tr> <tr> <td>園 則</td> <td>※昨年度と変更がない場合は提出不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 kd-yojihojyokin@city.yokohama.jp あてにEメールで提出してください。</p>	提出書類			申 請 書		第 1 号様式	添付書類	事業計画書	第 2 号様式	資金収支決算書	第 3 号様式	幼稚園等設置状況調	第 4 号様式	園 則	※昨年度と変更がない場合は提出不要	設置者→市
提出書類																		
申 請 書		第 1 号様式																
添付書類	事業計画書	第 2 号様式																
	資金収支決算書	第 3 号様式																
	幼稚園等設置状況調	第 4 号様式																
	園 則	※昨年度と変更がない場合は提出不要																
12月頃 (予定)	交付決定通知書送付、実績報告書、実績明細提出依頼	<p>交付決定通知書の送付。実績報告書、実績明細提出のご案内。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">送付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定通知書</td> <td>第 7 号様式</td> </tr> </tbody> </table>	送付書類		交付決定通知書	第 7 号様式	市→設置者											
送付書類																		
交付決定通知書	第 7 号様式																	

12月以降 随時	実績報告書、実績明細の提出	<p>事業終了後随時、実績報告書、実績明細をご提出ください。 実績報告の提出のあった園から支出手続きをすすめます。</p> <table border="1" data-bbox="501 347 1192 584"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>実績報告書</td> <td>第8号様式</td> </tr> <tr> <td>実績明細</td> <td>第9号様式</td> </tr> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 kd-yojihojyokin@city.yokohama.jp あてにEメールで提出してください。 最終締切 令和7年4月3日(水)</p> <p style="text-align: right;">設置者→市</p>	提出書類		実績報告書	第8号様式	実績明細	第9号様式
提出書類								
実績報告書	第8号様式							
実績明細	第9号様式							
12月以降 随時	確定通知書送付、請求書提出依頼	<p>実績報告を審査の上、確定通知書の送付、請求書提出依頼。</p> <table border="1" data-bbox="501 1014 1192 1173"> <tr> <th colspan="2">送付書類</th> </tr> <tr> <td>確定通知書</td> <td>第10号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">市→設置者</p>	送付書類		確定通知書	第10号様式		
送付書類								
確定通知書	第10号様式							
12月以降 随時	請求書提出	<table border="1" data-bbox="501 1328 1192 1487"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>請求書</td> <td>第11号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">設置者→市</p> <p>※請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。</p> <p>請求書受理後、補助金を交付します。</p>	提出書類		請求書	第11号様式		
提出書類								
請求書	第11号様式							
翌年度 秋頃	消費税に係る仕入控除税額報告書の提出	<table border="1" data-bbox="501 1839 1192 1998"> <tr> <th colspan="2">提出書類</th> </tr> <tr> <td>消費税に係る仕入控除税額報告書</td> <td>第12号様式</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">設置者→市</p>	提出書類		消費税に係る仕入控除税額報告書	第12号様式		
提出書類								
消費税に係る仕入控除税額報告書	第12号様式							

Ⅲ 事務手続きに関する注意点

申請方法	押印の必要のない書類は、Eメールでご送付ください。
申請期限	令和6年7月19日（金）
申請書類の提出・ 問い合わせ	<p>【提出（Eメール）】 kd-yojihojyokin@city.yokohama.jp</p> <p>【問合せ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 電話：045-671-2085</p>
届出事項の変更	園の所在地・名称・設置者等に変更があった場合は、県へ提出した変更届出等の写しを幼児教育係へ送付してください。
関係書類の保存	補助対象事業に関して業者の発行する見積書、納品書、請求書、領収書等の書類については、実績報告書提出時に添付する必要はありません。ただし、他の関係書類と共に、翌年度から5年間保存してください。

Ⅳ 書類作成上の注意点

・事業計画書（第2号様式）

事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・園児数に応じ、約28万円（市内園児数約30人）～約65万円（市内園児数約440人）（昨年実績・1園あたり年額） ・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。
-------	--

・資金収支決算書（第3号様式）

資金収支決算書	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に提出したもののコピーでも可。 ・園ごとに作成してください。 ・「収入の部合計」と「支出の部合計」は一致させてください。複数の施設がある法人で、施設ごとの収支が一致しない場合は、補足欄に「収支が一致しない理由：施設が複数あり、施設ごとの収支は一致していません。ただし、法人全体としては一致しています。」と記載してください。
---------	--

・ 幼稚園等設置状況調（第4号様式）

幼稚園等設置状況調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月1日現在の状況を「学校基本調査」に準じて記入してください。 ・ 認定こども園における園児数は、1号と2号・3号をあわせた園児数を記入してください。
-----------	--

・ 園 則（学則）

園 則（学則）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年と変更がない場合は、提出不要。 ・ 提出する場合は、園ごとに提出してください。 ・ 提出サイズは、A4版・PDFファイルでお願いします。
---------	--

・ 事業計画変更（中止）届（第5号様式）

事業計画変更（中止）届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請した事業計画の内容を変更または中止しようとする場合は、事業計画変更（中止）届（第5号様式）の提出が必要です。（内容に変更がなく、金額の変更のみの場合は不要）
-------------	--

・ 実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）

実績報告書 実績明細	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定後、事業計画が終了しだい、随時、実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）をご提出ください。内容確認後、確定通知書を送付し、請求書の提出を依頼します。
---------------	---

・ 請求書（第11号様式）

請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。押印不要の場合はPDFファイルをEメールで、押印必要の場合は郵送でご提出ください。 ・ 振込口座を変更された場合、また振込銀行の名称や支店名等に変更があった場合は、幼児教育係にご連絡ください。
-----	---

・ 消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）

消費税に係る仕入控除税額報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度の秋頃に、提出依頼します。 ・ 免税事業者で、消費税の申告を行っていない場合も、報告書の提出は必要です。
-----------------	--

V 市内事業者優先及び見積書等について

「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「補助金規則」といいます。）の一部改正（平成22年3月15日公布）により、本市が支出する補助金は、主に市税を原資としており、市内事業者等の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則とされました。

つきましては、規則の趣旨に沿った取り扱いをお願いします。（「市内業者」とは、本社が横浜市内にある業者です）

種 別		横浜市からの補助対象となるための条件
工事	1件 100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> 1億円以上の工事は、原則市内事業者による一般競争入札を実施 1,000万円以上1億円未満の工事は、市内事業者8者以上の指名競争入札又は市内事業者5者以上の見積合せを実施 100万円以上、1,000万円未満の工事は、市内事業者2者以上の見積合せ実施
	1件 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> 100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。）
物品の購入・ 業務の委託	1件 100万円以上	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円以上の物品の購入、委託等については、市内事業者5者以上の指名競争入札又は市内事業者3者以上の見積合せを実施 100万円以上、1,000万円未満は、市内業者2者以上の見積合せを実施
	1件 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"> 100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。）

【物品の購入・業務委託に関する特例】

園の特性を考慮し、以下の特例を補助金交付要綱に定めました。

- 園で使用する教材・教具、遊具、園児用の机・椅子等について、市内事業者（本社が横浜市内）によりがたい場合は、準市内事業者（営業所・支店が市内）、市外事業者（本社・営業所・支店ともに市外）も可。
- 演劇、人形劇、ふれあい動物園、講演会、研修会等について、市内事業者によりがたい場合は、準市内事業者、市外事業者も可。
- 障害児の介助等について、市内事業者によりがたい場合は、準市内事業者、市外事業者も可。
- 同様な事業者が指定数に満たない場合の特例

上記1から3以外の工事・物品の購入等について同様な事業を行う市内事業者が指定数に満たず、かつ準市内・市外事業者に同様な事業者がある場合は、準市内・市外事業者を含めて指定数の見積合わせ等を実施してください。その結果、準市内・市外事業者が安価な場合は、その事業者で構いません。また、同様な事業者が指定数に満たない場合、1者しか存在しない場合等は、幼児教育係にご相談ください。